

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和八年三月十二日

広島県知事 横 田 美 香

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第一部会・令和七年度第九回）

二 開催日時

令和八年二月二十七日 午後二時から午後三時三十五分まで

三 開催場所

広島県庁本館六階六〇一会議室

四 出席した委員

手塚委員、酒井委員、岩元委員

五 議事の概要

- 1 令和六年度諮問第六号事案について、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）が事案説明を行った。
- 2 前項の事案について、審議を行った。
- 3 令和六年度諮問第七号事案について、審査会事務局が事案説明を行った。
- 4 前項の事案について、審議を行った。
- 5 第三項の事案について、審査関係人から行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定による口頭での意見の陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）第十条第六項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。